

AI時代の知的財産権検討会（第13回）における合意形成と「プリンシプル・コード」の全貌：法制度の論点・市場反響・企業知財実務への構造的影響分析

Gemini 3.7 Flash

第13回検討会の全貌と「プリンシプル・コード（最終案）」の核心的枠組み

2026年8月18日、内閣府知的財産戦略推進事務局が主宰する「AI時代の知的財産権検討会」の第13回会合がウェブ開催された¹。本会合は、2025年12月26日の初案公表以降、業界の内外から大きな関心を集めてきた「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）」のパブリックコメント結果を踏まえた修正案（最終案）が示される重要なターニングポイントとなった¹。渡部俊也座長（東京科学大学副学長）のもと行われた審議において、委員から目立った異論は噴出せず、座長一任の形で事実上了承された⁴。政府は本コードを近く正式決定し、同秋にも適用を開始する方針を固めている⁴。

本検討会で了承されたプリンシプル・コードは、2025年に成立したAI法に基づくものであり、知的財産保護に特化した日本初の体系的な生成AI事業者向け行動原則である³。制度設計の最大の力点は、急速に進化する生成AI技術の革新と、クリエイターや権利者の知的財産保護という二律背反する課題を、透明性の向上によって高次元で調和させる点にある⁴。本コードの構造は、AIモデルの開発・提供サイクルおよび事後のトラブル対応の時系列に沿って整理された3つの主要原則から構成されている³。

原則区分	適用タイミング	対象・トリガー	開示・実施事項	契約・法務上の補足
原則1(事前)	サービス提供前・常時	不特定多数の利用者・権利者（コーポレートサイト等で公開）	学習データ概要、クローラ識別子、モデルアーキテクチャ概要、robots.txt尊重、海賊版サイト回避、学習ログ保持	コンプライ・オア・エクスプレイン方式を適用。営業秘密等の機微情報は開示除外が可能 ³ 。

原則2(事後:権利者対応)	権利侵害の疑義発生時	訴訟、調停、ADR等を提起または「準備中」の権利者・弁護士	特定の作品(URL)が当該モデルの学習データに含まれているか否かの照会対応	不当な開示要求による開発阻害を防ぐため、照会要件(手続準備の実態)を厳格化 ³ 。
原則3(事後:利用者対応)	生成物の利用時	既存作品との類似性を検知し、依拠性リスクを懸念する生成AI利用者	利用者が提示した既存作品のURLが学習データに含まれるか否かの照会対応	取得情報を事業者に対する訴訟に流用しない旨の「誓約」を前提条件として課す ³ 。

本コードの運用において極めて重要なのが「コンプライ・オア・エクスプレイン(遵守か、さもなくば理由の説明か)」という指針方式の採用である³。法的拘束力や過料等の罰則規定をあえて設けないソフトロー(努力義務・自律的規範)として設計されているが、日本国内に拠点を有しない海外事業者であっても、日本向けにサービスを提供している(日本語表示、日本円決済、日本市場向け広告等)場合には広く適用対象に含まれる点が明記された³。また、単一の法人が内部利用のみを目的に開発する非公開モデルや、受託開発・研究開発段階のAIについては対象外と整理されている³。審議の中では、過度な透明性追求が企業の競争力源泉であるアルゴリズムや営業秘密を侵害しかねないとの産業界の懸念に対し、「機微な情報の強制的開示を求めるものではない」旨がコード本文において明確化された点が法曹関係者から高く評価された⁴。その一方で、罰則なき規範の実効性をどう担保するかという点については、不断の見直しを行う運用上の柔軟性が求められている⁴。

パブリックコメント2,161件に見る多角的な反響と対立軸

本プリンシプル・コード案に対して行われたパブリックコメント(2025年12月26日～2026年1月26日)には、合計2,161件という極めて多数の意見が寄せられた³。この膨大な反響は、生成AIの急速な普及に伴う知財リスクに対して、権利者側とAI事業者・産業界側がいかに切実な関心を抱いているかを如実に物語っている³。双方の立場からの意見は対立軸を鮮明にしており、第13回検討会における修正案の着地にも直接的な影響を与えた¹。

権利者・クリエイター団体の反響と権利行使基盤の要求

一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟(NAFCA)やフリーランス団体、各種著作権管理団体などは、本コードの策定自体を「長年置き去りにされてきたクリエイターの権利を守るための歴史的な第一歩」として強く支持した¹⁰。アンケート調査によればクリエイターの9割以上が学習データの透明性を求めており、自身の著作物が無断で学習されたか否かを知る手立てがない現状の打破が強く切望されていたためである¹⁰。権利者側が特に強調したのは、単なる形式的な情報開示にとどまらない、権利行使に直結する実効的な透明性の確保であった¹⁰。具体的には、単に「Webデータを使用した」という抽象的な説明ではなく、どのクローラがどの時期に取得したかやフィルタリングの仕様を明示することを求めた³。また、海外AI事業者がルール之死角をついて規制を逃れることを防ぐた

め、日本語決済や広告展開などの客観的事実に基づく適用基準の明確化と、日本国内の受託窓口・代理人の指定義務化が強く要請された¹⁰。

AI事業者・産業界の反響と営業秘密・過重負担への懸念

一方で、AIガバナンス協会やBusiness Software Alliance (BSA)、主要IT企業などの事業者側からは、過度な開示要求がAIモデルの開発や運用を著しく阻害するとの深刻な懸念が表明された⁸。特に原則2および原則3に基づく個別照会への対応は、AI事業者に対して多大なシステム構築費用と人件費負担を強いることになるため、開示要求が認められる要件を厳格に制限すべきとの主張がなされた³。また、競争力の核心である学習データの選定ノウハウや独自収集データセットの詳細を開示することは、競合他社への営業秘密の流出に直結するとの指摘が相次いだ⁴。事業者側からは、真面目に詳細な開示を行う国内企業ほど権利者からの訴訟や批判のターゲットになり易く、不透明な運用を続ける悪質事業者が逃げ得となる「情報開示チキンレース」が生じる構造的リスクが強く訴えられた¹³。

ステークホルダー区分	主な立場・意見	評価・指示したポイント	懸念・修正要求ポイント
権利者・クリエイター (NAFCA等)	積極的支持・実効性強化の要求 ¹⁰	権利行使の前提となる「透明性」の法的位置づけ、コンプライ・オア・エクスプレインの明確化 ¹⁰	開示の抽象化に対する懸念、海外事業者に対する実効的な域外適用の細則化、連絡先・代理人指定の義務化 ¹⁰
AI事業者・産業界 (AIガバナンス協会等)	条件付き容認・負担軽減の要請 ⁸	機微情報(営業秘密)の強制開示除外が明記された点 ⁴	原則2・3の照会対応に伴う過大な実務・コスト負担、営業秘密漏洩リスク、競合上の不利益 ⁸
法曹・有識者	制度設計のバランス評価 ⁴	知財保護とイノベーション推進の調和に向けた「第一歩」としての妥当性 ⁴	罰則がないことによる実効性の限界、コンプライ・オア・エクスプレインの運用における「説明」の妥当性評価基準 ⁴

第13回検討会に提出された修正案では、これらの相矛盾する要望を調整するため、原則1における開示範囲から「営業秘密や安全保障上の機微情報」を明確に除外する文言が補強されるとともに、原則2における権利者の照会要件として「裁判上の手続きやADRを現に行っている、または客観的に準備している」ことの疎明を求めるなど、不当な開示請求を排除するバランス調整が図られた³。

残された構造的課題と実効性を巡る「5つの論点」

パブリックコメントを経て最終案が取りまとめられたものの、検討会の審議過程および業界内の議論においては、なお将来的に解決すべき構造的課題として「5つの検討項目(宿題)」が明確に浮き彫りとなっている³。これらの課題は、今後の運用ガイドラインの策定や法制度のアップデートにおいて継続的な議論が必要とされる領域である³。

第一の課題として挙げられるのが、開示対象事項の具体化と定量的基準の策定である³。原則1で求められる学習データの種類の概要やクローラの識別子について、どの程度の粒度で記述すれば手続上の順守とみなされるのかの客観的基準が揺れている³。開示内容があまりに抽象的であれば権利者側から不十分な説明と批判され、逆に極端に詳細化すれば企業の営業秘密や独自選定ノウハウを侵食するという二律背反が生じる⁷。

第二の課題は、多様化するモデルアーキテクチャに対する開示粒度の技術的限界である³。マルチモーダルAIや大規模言語モデル、画像生成のための拡散モデルなど、構造ごとにデータ保持や内部表現のロジックは大きく異なる³。特定のモデルにおいて個別作品の遡及的な学習有無をログから完全に証明することが技術的に著しく困難、または莫大な計算リソースを要する場合があります、開示要求の権利と技術的実行可能性との調和が強く求められている³。

第三の課題は、権利者向け照会規定(原則2)と利用者向け照会規定(原則3)の運用の衝突と整合性の整理である³。生成AI利用者が意図せぬ著作権侵害を防ぐ目的で原則3に基づく照会を行い、当該作品が学習されていた事実を把握した場合、その情報が巡り巡って権利者側による侵害者特定や侵害訴訟(原則2)の補強証拠として機能してしまう懸念が存在する³。誓約書によって訴訟目的の流用を禁止する仕組みは整備されたものの、実務において波及効果をどこまで物理的に遮断できるかは慎重な運用検証を要する³。

第四の課題は、リソースが限られるスタートアップおよび中小開発事業者に対する配慮策である³。大手グローバル企業とは異なり、開発リソースや法務人員が限られる新興企業において、不特定多数の権利者や利用者からの照会に対応する体制を維持することは過重なコンプライアンスコストとなる³。イノベーションの阻害を防止するため、標準フォーマットの提供や行政による相談支援窓口の充実が不可欠とされている³。

第五の課題は、法的拘束力を持たないソフトロー体制下における海外事業者を含めた実効的なインセンティブ設計である³。海外の大手AI事業者が営業秘密保護や技術的困難を理由にエクスプレイン(説明)による非開示を選択し続けた場合、真面目に開示に応じる国内事業者が不利益を被る歪んだ市場構造が定着しかねない³。政府調達における評価項目化や適正認証制度など、プリンスプル・コード遵守事業者が市場において正当に評価される動機付けをいかに組み込むかが問われている³。

さらに法理上の論点として、著作権法第30条の4(非享受利用における著作物の利用)との関係性が挙げられる。現行の日本の著作権法下では、原則として権利者の許諾なく学習行為が可能とされているが、プリンスプル・コードが求める「robots.txtによる意思表示の尊重」や「海賊版サイトの回避」は、法的義務を超えた倫理的・技術的規範として設定されている³。法的な権利制限規定と、ソフトローによる自律的規制との間のギャップを、裁判例や実務慣行がどのように埋めていくのかが注視されている⁴。

企業の知財・法務実務に与える具体的影響と定着へのロード

マップ

プリンシプル・コードの導入は、生成AIを「開発・提供する企業（作る側）」のみならず、生成AIを日々の業務に「導入・利用する企業（使う側）」の双方に対して、知財管理・法務ガバナンス体制の根本的な見直しを迫るものである⁷。罰則がないからといって対応を怠れば、ステークホルダーからの信頼失墜（レピュテーションリスク）や取引除外、将来の訴訟リスクの高まりといった甚大な不利益を被る可能性がある⁷。

生成AIを独自に開発あるいは自社サービスに組み込んで提供する事業者（「作る側」）においては、技術開発部門と法務知財部門が密接に連動したガバナンス体制の再構築が求められる⁷。技術的側面においては、Webクロールを行う自社システムに対してrobots.txtに設定されたクロール拒否指示を正確に判別・遵守する機能を組み込むとともに、既知の海賊版サイトや有料ペイウォールからのデータ収集を自動遮断するフィルタリングログの長期保存体制を確立しなければならない³。情報開示の側面においては、自社Webサイト上に原則1に対応した公開ポータルを開設し、モデルアーキテクチャの概要や学習データの種別、クローラ識別子（User-Agent）などを体系的に提示する実務が定着する³。さらに照会対応の実務として、知財部門内に専用窓口を設け、手続準備中の権利者からの原則2に基づく照会や利用者からの原則3に基づく照会に対し、受発信履歴や疎明資料、誓約書の取得を厳格に管理するシステムワークフローの整備が必要となる³。その際、あらゆる情報を無条件に開示するのではなく、企業のコア技術やノウハウを守るために何を開示し何を持論をもって説明（Explain）に回すかという戦略的知財判断が法務担当者の最重要命題となる¹³。他方で、生成AIを社内業務や外部向けコンテンツ作成に活用する一般企業（「使う側」）においても、プリンシプル・コードの適用は間接的でありながら強力なガバナンス上の修正を要求する⁷。第一に、ITツールやAI SaaSの調達プロセスにおけるベンダー・デューデリジェンス（VDD）の厳格化が挙げられる⁷。導入を検討するAIサービスが本コードに準拠しているか、あるいは合理的な説明を行っているかを確認・評価するチェックフローを購買基準に組み込むことが、将来的なサービス停止や著作権侵害訴訟リスクの回避に直結する⁷。第二に、AIベンダーとのライセンス契約や受託開発契約の改定実務である¹⁶。万が一AI生成物が第三者の著作権を侵害して損害賠償を請求された場合におけるベンダー側の補償義務（Indemnification）の明確化や、コード遵守に関する表明保証条項の追加交渉が重要視される¹⁶。第三に、生成物自体の権利侵害リスク管理として、自社で商用化するコンテンツが既存作品と著しく類似している疑いがある場合には、原則3に基づきAI事業者へ学習データ照会を行い、依拠性リスクを実務的に低減させる社内審査手続きを整えることが望ましい³。これらは、2026年4月に全面施行された個人情報保護法改正におけるAI入力データの管理規律と一体的に統合され、企業の総合的なAIガバナンスポリシーとして運用されるべきである⁷。

企業タイプ	重点対応領域	具体的なアクションアイテム	実務上の主要リスク・留意点
作る側（AI事業者）	システム改修 ⁷ 情報開示 ⁷	クローラのrobots.txt解釈機能の実装 ³ 事前開示ポータルの	開示しすぎによるノウハウ流出および訴訟標的化 ¹³ 。不十分な開示によるレピュ

	照会窓口設置 ⁷	公開と年1回の見直し ³ 権利者/利用者照会システムと受発信ログの保管 ³ 営業秘密を守るための「Explain」戦略策定 ¹³	テーションの失墜 ⁷ 。
使う側（一般利用企業）	調達ガバナンス ⁷ 契約見直し ¹⁶ 生成物リスク管理 ⁷	AIツール選定時のプリンシプル・コード適合度チェック ⁷ ベンダー契約への補償条項・表明保証の挿入 ¹⁶ 高リスク生成物に対する原則3照会の実施 ³ 社内AI利用規範と個情法対応の統合 ⁷	未準拠AIの利用による間接的な著作権侵害訴訟リスク ⁷ 。社内機密や個人情報のAI誤入力 ⁷ 。

結論

2026年8月18日に開催された第13回AI時代の知的財産権検討会は、日本における生成AI知財ガバナンスが理念の議論から「実務運用のフェーズ」へと移行したことを明確に示す歴史的な会合となった¹。2,161件のパブリックコメントを経て練り上げられたプリンシプル・コード（最終案）は、罰則による一律の強制を避けつつも、「コンプライ・オア・エクスプレイン」という手法を通じて、企業に自律的な透明性確保と知財配慮を強く促すものとなっている³。

残された5つの検討項目に見られるように、開示の粒度や海外事業者への実効性、技術的限界との兼ね合いなど、なお解決すべき構造的課題は存在する³。しかし、2026年秋のコード適用開始を控え、企業には受動的な静観ではなく、積極的なガバナンス体制の構築が求められている⁴。

AI開発企業にとっては、自社の競争力である営業秘密を守りつつ、社会的な説明責任を果たすための「戦略的透明性」の確立が不可欠である¹³。一方でAI利用企業にとっても、ツールの調達から成果物の権利確認に至るまで、プリンシプル・コードを自社のリスクマネジメント指標として組込むことが、AI時代の知財戦略における成功の決定的な鍵となる⁷。本コードの定着と今後の運用改訂のプロセスは、日本のコンテンツ産業の持続的成長と生成AIエコシステムの健全な発展を両立させるための

基盤として、今後も重要な役割を果たし続ける⁴。

引用文献

1. AI時代の知的財産権検討会(第13回) 議事次第,
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai13/index.html
2. AI時代の知的財産権検討会(第13回),
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai13/index.html
3. 【解説】生成AI知財の基本原則 | 4月から読める案文と、残った5項目,
<https://innovatopia.jp/ai/ai-news/116225/>
4. 著作権侵害の懸念根強いAIの学習データ、一定の条件で開示...生成AI事業者が守るべき基本原則案を有識者会議に提示,
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20260818-GYT1T00161/>
5. トップページ | CODE, <https://code.shojihomu.jp/>
6. パテサロウィークリー【先週の知財ニュース】2026年8月17日号,
<https://note.com/patesalo/n/n190627e99120>
7. 【2026年最新】AIプリンシプル・コードとは | 生成AI著作権ルール,
<https://uravation.com/media/japan-ai-principle-code-guide/>
8. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性」,
<https://www.ai-governance.jp/blog/proposal-260126>
9. AIプリンシプル・コードとは? 経緯と現在地 - PPPT,
<https://pppt.jp/councils/cas-ai-chizai-kentoukai/m/ai-principle-code>
10. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性」,
<https://nafca.jp/public-comment19/>
11. 内閣府、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明」,
<https://current.ndl.go.jp/car/268921>
12. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性」,
<https://www.bsa.org/de/node/62817>
13. 生成AIプリンシプル・コード案: 企業の「開示」と戦略的リスク,
<https://ailaw.co.jp/blog/%E7%94%9F%E6%88%90ai%E3%83%97%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%B7%E3%83%97%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%89%E6%A1%88%EF%BC%9A%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%81%AE%E3%80%8C%E9%96%8B%E7%A4%BA%E3%80%8D%E3%81%A8/>
14. パテントサロン 特許・知的財産情報サイト, <https://www.patentsalon.com/>
15. AIプリンシプル・コード 最新動向と企業実務への影響ーガバナンス,
<https://zelojapan.com/seminar/68369>
16. 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性,
<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/6343/>